

# 定期株主総会 招集ご通知

GLOBAL SUPPLIER



日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

場所 時事通信ホール

- |    |  |
|----|--|
| 議案 | 第1号議案 剰余金処分の件                            |
|    | 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件          |
|    | 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件                  |
|    | 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)の継続の件 |



スマートフォンでらくらく!  
招集通知の閲覧も、議決権行使も  
QRコード\*を1つ読み取れば、  
どちらも簡単に行なうことができます。

## 経営理念

# 新たな価値を創造し 世界のお客様に 信頼される会社を実現する

## 経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファクトリー＆ファブレス機能を強化し  
卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通じ、社員の幸福と  
社会貢献を実現する

## Contents

株主の皆様へ	1
第72期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36
株主総会参考書類（議案）	42

## ご参考

トピックス	65
企業情報	67
株主メモ	68

## オーハシテクニカグループ ミッション・ステートメント



もっといい車を作ろうとしている人に  
もっといい部品をお届けします

車づくりに欠かせない  
会社を目指して

平素は当社の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期の世界経済は、経済活動の正常化に伴い緩やかな景気回復が続く一方、ウクライナでの戦争長期化や中東での地政学リスクの顕在化、中国経済の減速、資源価格やエネルギー価格の高止まり等、先行き不透明な情勢が続きました。

当社グループの事業分野である自動車業界におきましては、中国ではEV車市場の急速な拡大により日系自動車メーカーがシェアを落とす中、グローバルでは生産の足枷となっていた半導体の供給不足の解消が大幅に進み、特に国内、北米で大きく生産を伸ばしました。この結果、日系自動車メーカーのグローバル生産台数は前年を上回る実績となりました。

このような環境下、当社グループは前期からスタートした4カ年の「中期経営計画～Mission2025～」の2年目として、四つの基本機能である開発機能、製造機能、調達機能、グローバル機能の一層の強化による「経済的価値の追求」に取り組むと共に、環境・社会・ガバナンスの分野においても「社会的価

代表取締役社長

柴崎 衛



値の創造」に資する具体的施策を掲げ、活動を推進してまいりました。

こうした事業基盤の強化と経営の効率化に取り組んでまいりました結果、連結売上高は、中国市場の低迷と一部商用車メーカーの減産が継続したものの、乗用車メーカーの生産回復や新規受注品の売上寄与、為替の円安によるプラス影響により増収となりました。一方、連結営業利益については、中国事業が大幅な減収により営業損失を計上したこと、更に仕入価格の上昇、エネルギー費用負担の影響を大きく受け、減益となりました。

新年度は「中期経営計画～Mission2025～」の3年目として更に重要な期となります。当社を取り巻く事業環境は引き続き楽観を許しませんが、当社グループの役職員は“車づくりに欠かせない会社”を目指す「ミッション・ステートメント」の下、一丸となって様々な重要課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも尚一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年6月

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

株式会社オーハシテクニカ

代表取締役社長 柴崎衛

## 第72期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

<b>① 日 時</b>	<b>2024年6月25日（火曜日）午前10時</b>
<b>② 場 所</b>	東京都中央区銀座五丁目15番8号 <b>時事通信ホール（時事通信ビル2階）</b> (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>③ 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

## 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

ウェブサイト名及びURL		QRコード	アクセス方法
1 当社ウェブサイト <a href="https://www.ohashi.co.jp">https://www.ohashi.co.jp</a>			「株主・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順にご選択ください。
2 上場会社情報サービス（東京証券取引所） <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>			銘柄名(会社名)または証券コード(7628)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3 株主総会ポータル（三井住友信託銀行） <a href="https://www.soukai-portal.net">https://www.soukai-portal.net</a>	議決権行使書 に記載して おります		『議決権行使書にあるQRコード』を読み取るか、議決権行使書に記載のID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがあります。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

## 招集にあたっての決定事項

- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の個別注記表
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等による方法と書面（郵送）を重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
- インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

以上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 日 時

2024年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

#### 場 所

東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。)



### インターネット等で議決権 行使される場合

『インターネット等による議決権行使の  
ご案内』に従って、議案の賛否をご入力  
ください。

#### 行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、ご返送ください。

#### 行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、「電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

#### 【機関投資家の皆様へ】議決権電子行使プラットフォームについて

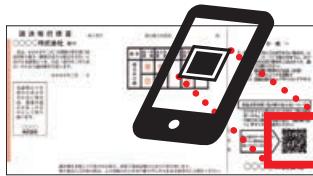
機関投資家の皆様は、株式会社I C Jの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年6月24日（月曜日）午後5時

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

### ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと画面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 事業報告(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、経済活動の正常化に伴い緩やかな景気回復が続く一方、ウクライナにおける戦争の長期化や中東での地政学リスクの顕在化、中国経済の減速、資源価格やエネルギー価格の高止まり等、先行き不透明な情勢が続きました。

当社グループの事業分野であります自動車業界におきましては、中国ではEV車市場の急速な拡大により日系自動車メーカーがシェアを落とす中、グローバルでは生産の足枷となっていた半導体の供給不足の解消が進み、国内、及び北米で生産を大きく伸ばしました。この結果、日系自動車メーカーのグローバル生産台数は前年を上回る実績となりました。

このような環境下、当社グループは前期からスタートした4カ年の「中期経営計画～Mission 2025～」の2年目として、4つの機能である開発機能、製造機能、調達機能、グローバル機能の一層の強化による「経済的価値の追求」に取り組むと共に、環境・社会・ガバナンスの分野においても「社会的価値の創造」に資する具体的な施策を掲げ、活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は、中国市場の低迷と一部商用車メーカーの減産が継続したもの、主要得意先自動車メーカーの生産回復や新規受注品の売上寄与、為替の円安によるプラス影響もあり、392億1千2百万円(前期比12.1%増)となりました。一方、連結営業利益については、中国事業が大幅な減収により営業損失を計上したこと、更に仕入価格の上昇、エネルギー費用負担の影響を大きく受け、16億4千1百万円(前期比20.4%減)となりました。また、経常利益は19億9千2百万円(前期比16.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、海外子会社における資金流出事案による特別損失を計上したことから、10億6百万円(前期比21.5%減)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における、当社グループ全体での設備投資額は13億2千3百万円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

##### イ.国内

国内では、当社の金型及び什器・備品の取得に1億1千6百万円、建物附属設備等に1千3百万円、製造子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備の取得に1億2千1百万円、金型及び什器・備品の取得に1億4千1百万円、建物附属設備等に2千4百万円、物流子会社である株式会社オーハシロジスティクスの建物附属設備等に1千9百万円、合計で4億3千3百万円の設備投資を行いました。

##### ロ. 海外子会社

海外子会社においては、米国子会社であるOHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.の機械設備の取得に3億9百万円、金型及び什器・備品の取得に2千5百万円、中国子会社である大橋精密零件(広州)有限公司の機械設備の取得に1億6千1百万円、タイ子会社であるOHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.の機械設備の取得に2億9千2百万円、金型及び什器・備品の取得に2千万円等、海外合計で8億8千9百万円の設備投資を行いました。

#### ③ 資金調達の状況

当期における重要な資金調達はありません。

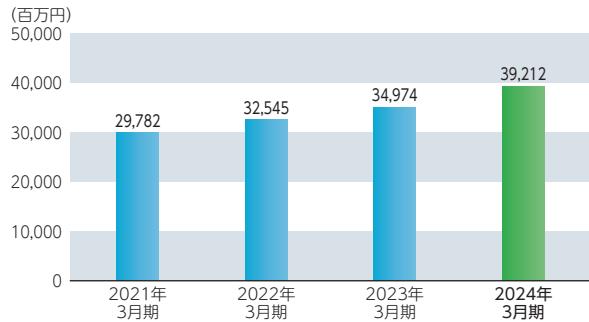
## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第69期 2021年3月期	第70期 2022年3月期	第71期 2023年3月期	第72期 2024年3月期
売上高	(千円) 29,782,276	32,545,378	34,974,647	39,212,947
経常利益	(千円) 2,281,983	2,536,619	2,396,472	1,992,924
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 1,540,104	1,791,302	1,283,104	1,006,933
1株当たり当期純利益	106円10銭	127円17銭	95円00銭	75円07銭
総資産	(千円) 42,138,059	43,352,490	43,649,803	46,522,091
純資産	(千円) 31,672,261	33,448,566	35,565,039	37,260,221

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期(2022年3月期)の期首から適用しております。

### 参考資料(連結ベース)

#### 売上高



#### 総資産・純資産



#### 経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



#### 1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率(ROE)



## 参考 地域別売上高

### ■日本

一部商用車メーカーの減産が継続したものの、主要得意先自動車メーカーの生産回復、及び新規受注品の売上寄与により、売上高は193億7百万円（前期比9.7%増）となりました。

### ■米州

主要得意先自動車メーカーの大幅な生産回復と新規受注品の売上寄与や円安に伴う為替換算のプラス影響により、売上高は118億1千万円（前期比45.8%増）となりました。



### ■中国

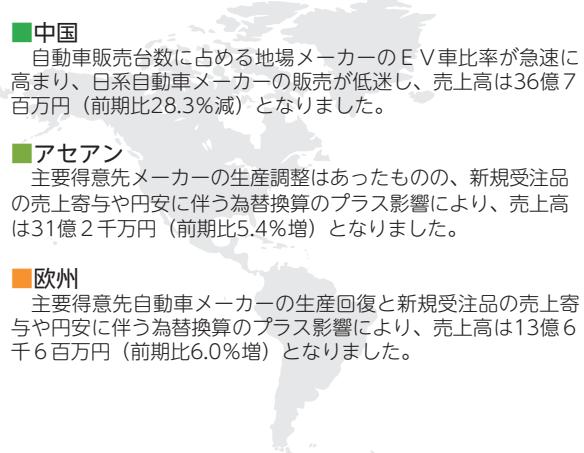
自動車販売台数に占める地場メーカーのEV車比率が急速に高まり、日系自動車メーカーの販売が低迷し、売上高は36億7百万円（前期比28.3%減）となりました。

### ■アセアン

主要得意先メーカーの生産調整はあったものの、新規受注品の売上寄与や円安に伴う為替換算のプラス影響により、売上高は31億2千万円（前期比5.4%増）となりました。

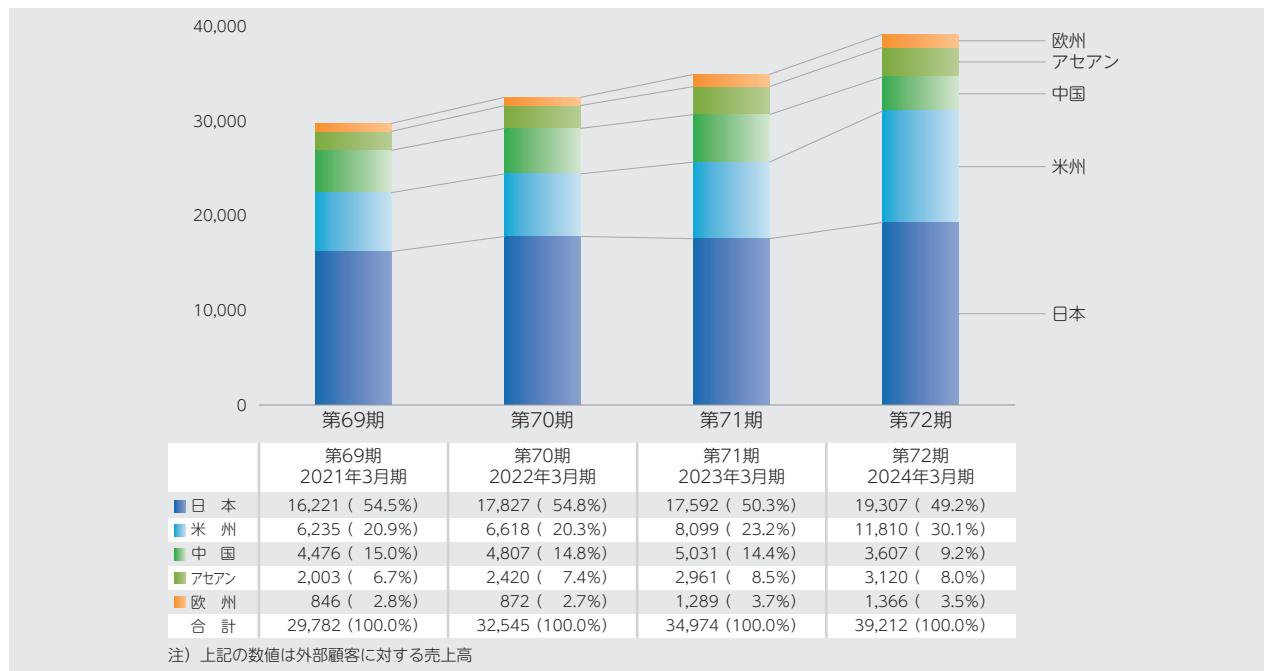
### ■欧州

主要得意先自動車メーカーの生産回復と新規受注品の売上寄与や円安に伴う為替換算のプラス影響により、売上高は13億6千6百万円（前期比6.0%増）となりました。



### 地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



### (3) 重要な子会社等の状況 (2024年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	—	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.	4,500千米ドル	—	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
大橋汽車配件(広州)有限公司	4,000千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の販売
大橋精密件(上海)有限公司	4,000千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の販売
大橋精密件制造(広州)有限公司	12,500千米ドル	100.0%	—	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子(上海)有限公司	3,000千米ドル	100.0%	—	情報通信関連部品等の製造・販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイバーツ	100.0%	—	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイバーツ	—	60.0%	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	—	自動車関連部品の販売
台灣大橋精密股份有限公司	30,000千ニュー台湾ドル	100.0%	—	自動車関連部品の調達
株式会社テーケー	53,000千円	33.9%	—	自動車関連部品の製造・販売
株式会社ナカヒヨウ	84,000千円	20.0%	—	自動車関連部品の製造・販売

(注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC. の間接所有比率(100.0%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。

2.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率(0.1%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。

3.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD. の間接所有比率(60.0%)は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD. が所有しております。

### (4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ① 自動車関連部品等の製造・販売、及び加工技術開発
- ② 物流業務並びに輸出入業務

## (5) 対処すべき課題

～ミッション・ステートメント及び中期経営計画～

### ①ミッション・ステートメント

当社は、お客様に対して果たすべき使命を定義し、当社グループが目指すべき姿を「ミッション・ステートメント」として以下のとおり制定しております。

オーハシテクニカグループ  
ミッション・ステートメント

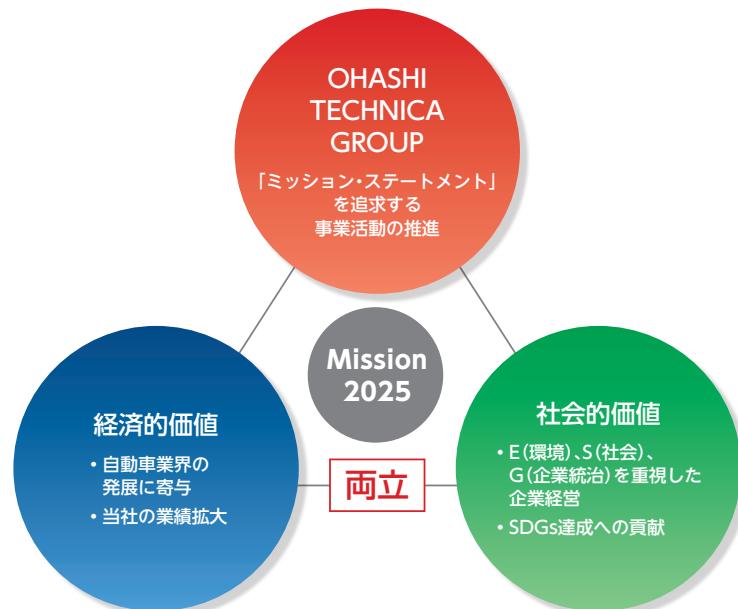


### ②中長期的な経営戦略『中期経営計画～Mission2025～』について

#### イ. 基本方針

当社グループは、ミッション・ステートメントを追求する事業活動を推進するため、2022年度を初年度とする4ヶ年の「中期経営計画～Mission2025～」に取り組んでおります。

この中期経営計画では、自動車業界の発展と当社の業績拡大に資する「経済的価値の追求」と、社会や環境課題への積極的な取り組みによる「社会的価値の創造」を両立することにより、「ミッション・ステートメント」の実現を目指すことを基本方針としています。



## □. 具体的施策

当社グループの事業活動は、この「中期経営計画～Mission2025～」に基づいて推進しており、その最終年度である2025年度には目標であるグループ連結売上高450億円、連結営業利益41億5千万円の達成を目指します。併せて地球環境課題、社会的課題、ガバナンス強化に積極的に取り組むESG経営を推進し、社会に貢献する事業活動を実行してまいります。

※Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）

### 経済的価値の追求

#### 当社の「四つの基本機能」を強化し、更なる事業拡大を図る



### 社会的価値の創造

#### ESG経営を推進し、企業価値向上とサステナブル社会の実現に貢献する



また、これらの戦略を遂行するための投資については、4年間で設備投資60億円、研究開発費10億円、ESG関連投資10億円を計画しています。

## ハ. 第72期の実績、今後の取り組み

### A 経済的価値の追求

#### a 開発機能の強化

##### Mission2025の目標

- (1) 幅広いマーケティング活動に基づき、新たな加工技術を開発し市場創造型ビジネスを展開する
- (2) 既存の当社独自技術の進化により、市場地位の向上を図る



今後の  
主な取り組み

##### (1)当社独自技術である圧入プロジェクト接合技術について

自動車電動化に伴う「高強度化」「小型軽量化」「高精度化」「カーボンニュートラル」等のニーズに対応すべく、本接合技術を更に進化させるための開発に取り組んでまいります。

##### (2)新たな加工技術の開発取り組みについて

次世代自動車への採用拡大が見込まれる機構の部品を中心に、精密塑性加工技術や接合技術等の高度化を目指します。また、これらの取り組みを通じてCO2削減にも貢献してまいります。

#### b 製造機能の強化

##### Mission2025の目標

- (1) 積極的な設備投資による生産対応力の拡大により、競争力を強化する
- (2) 技術力の向上を図り、高い生産性を実現する



今後の  
主な取り組み

##### (1)製造機能強化策の案出と実行

お客様が求めるニーズに対応し、競争力を強化するため、オーハシグループの内製率向上を図ってまいります。また、生産対応能力拡大のための設備投資、及びロボット導入等の省人化投資を進めてまいります。

##### 第72期実績

##### (1)既存の当社独自技術(圧入プロジェクト接合技術)の進化と適用領域拡大

- ①HV車用電動アクチュエータ部品の高強度化ニーズに対する高強度部材の接合技術開発に成功⇒採用決定
- ②EV車用減速機2段ギアのコンパクト化開発において新たな通電技術を確立し商品化に向けて推進中  
(新技術特許出願中)

##### (2)新たな加工技術・商品の開発

- ①大容量溶接機を活用した大口径・高強度圧入プロジェクト接合技術の開発の推進
- ②EV車用大型モーターに対応する精密プレス技術の進化活動

##### 第72期実績

##### (1)生産対応力強化のため、圧成・切削加工設備の更新、増強

- ①日本…高機能複合加工機(2スピンドルCNC)の増設によりパーキング機構部品の量産開始  
(2023年12月導入)
- …ステアリング部品の自動化ライン更新  
(2024年3月導入)
- ②米州…高効率な生産設備への入替えと自動化投資の推進
- ③中国・アセアン…冷間圧造機、切削加工機の増設

## □ 調達機能の強化

### Mission2025の目標

- (1) 主要調達先との関係強化により、新たなファブレス機能を創造する
- (2) 卓越技術を有する新たな調達先を積極的に開拓する



### 今後の主な取り組み

#### (1) 高い技術力を有する調達先との連携強化並びに調達先の発掘

主要調達先と技術開発の推進、生産体制の増強等において更なる協業を進めてまいります。  
また、新たな強みの構築に資する調達先の発掘活動にも取り組んでまいります。

#### (2) 経済環境の変化や自然災害などの様々なリスクに備え、お客様にご安心いただけるサプライチェーンの強化

### 第72期実績

#### (1) 主要調達先との戦略的調達活動の推進

① 主要調達先と協業した新たな設備投資を伴う新規受注の獲得、増産体制の構築を実施  
⇒EV車用電動ブレーキ防振部品の増産体制構築のため、  
切削加工設備を増設

#### (2) 市場動向と得意先ニーズに基づいた卓越技術を有する新規調達先の開拓による調達基盤の強化

① 超精密切削加工技術と研削・歯切の複合加工に対応可能な  
調達先の新規開拓に成功

## □ グローバル機能の強化

### Mission2025の目標

- (1) グローバルファクトリー機能を強化する
- (2) 当社のネットワークを活かしたグローバル部品供給活動を推進する



### 今後の主な取り組み

#### (1) グローバルファクトリー機能の強化

日本、北米、中国、タイの4極において圧造・プレス・切削の3つの加工技術に対応できる生産体制の確立を目指してまいります。

#### (2) 当社グループのネットワーク(16拠点)を活かしたグローバル部品供給活動の推進

顧客のグローバル生産に対応した世界ベストQCD体制(高品質、低コスト、納期遵守)を確立してまいります。

### 第72期実績

#### (1) 国内外生産拠点が連携した一貫生産体制の構築によるグローバル生産対応力の向上

① 日本及び海外でのEV・HV車用サスペンション部品のグローバル同時受注が成約

#### (2) 得意先のグローバル多拠点戦略について海外調達拠点を活用した供給体制の構築

① 台湾メーカーを新規開拓し、欧州向けEV車用部品の供給を開始

## B 社会的価値の創造

当社が市場の評価を得て持続的な成長を果たしていくためには、「経済的価値の追求」と同時に、「社会的価値の創造」、すなわち ESGへの対応が不可欠であると認識しております。当社は、ESG経営の推進を重要な経営課題の一つとして位置付け、地球環境課題・社会的課題・ガバナンス強化の3つの側面から重要課題（マテリアリティ）を特定し、取り組んでおります。

当社グループは、中期経営計画達成のための具体的施策として、これらの課題解決に向けた取り組みと株主還元の充実を、更に加速させてまいります。

### a 地球環境課題への対応

E 環境	
重要課題(マテリアリティ)	個別課題
気候変動への対応 (CO2排出削減)	<ul style="list-style-type: none"><li>2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO2排出削減活動の推進</li><li>環境保全に資する新たな加工技術の開発</li><li>環境課題解決に向けた調達先との協業</li></ul>

#### 72期における主な取り組み・成果

- (1) 2030年CO2排出量50%削減（△3,600トン）に向けた具体的な取組み
- ①照明器具のLED化【△129トン】
    - ・国内：全対象拠点の切り替え完了
    - ・海外：タイ拠点切り替え完了
  - ②社有車のEV、PHEV、HVへの切り替え【△9トン】
  - ③空調設備の更新【△48トン】
    - ・タイ拠点、中国拠点
  - ④FIT非化石証書の購入【△1,700トン】
- 72期までのCO2排出量 削減累計実績約2,000トン、2030年目標値に対する進捗率55%

### b 社会的課題への対応

S 社会	
重要課題(マテリアリティ)	個別課題
多様な人財が能力を発揮できる働きがいのある職場の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>能力・成果の公正な評価と評価に見合う待遇の実施</li><li>ダイバーシティの推進</li><li>役職員の成長サポート、人財投資</li></ul>
持続可能なコミュニティの実現	<ul style="list-style-type: none"><li>社会貢献活動の推進</li></ul>

#### 72期における主な取り組み・成果

- (1) ダイバーシティの推進
- ①ダイバーシティ&インクルージョンのグループポリシー策定、公表
  - ②推進部署の新設（2024年4月）
  - ③女性管理職3名登用（2024年4月）
- (2) 多様な人財が能力を発揮できる働きがいのある職場の実現に向けて
- ①初任給や給与レンジの引上げ等の人事制度改革
  - ②各種手当、専門能力に関する手当等の新設・改定
- (3) 社会貢献活動の推進
- ①能登半島地震 被災者・被災地への義援金拠出
  - ②地域の清掃活動やスポーツイベントへの協賛と積極的な参加



### □ c ガバナンス強化への対応



## G ガバナンス

重要課題(マテリアリティ)	個別課題
コーポレート・ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の実効性向上</li> <li>コンプライアンスの徹底</li> <li>事業継続計画（BCP）のレベルアップ</li> </ul>
ステークホルダーとの関係強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な情報開示</li> <li>投資家との積極的対話の継続</li> <li>調達先との強固な関係構築（共存共栄の取り組み）</li> </ul>

### 72期における主な取り組み・成果

#### (1)コンプライアンスの徹底継続

#### (2)事業継続計画(BCP)のレベルアップ

- ①サイバー攻撃対応としての国内拠点の緊急用ネットワークの構築
- ②感染症リスクに対応する「感染症対応要領」の整備

#### (3)投資家との積極的な対話継続

➡72期実績…15社

### □ d 株主還元



## 株主還元

重要課題(マテリアリティ)	個別課題
適切な株主還元	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期経営計画－配当性向目標35%以上</li> <li>適切な“時期”“規模”での自己株式の取得検討</li> <li>中期経営計画－DOE(純資産配当率)目標2.5%以上</li> </ul>

### 72期における主な取り組み・成果

#### (1)中期経営計画－配当性向目標35%以上

- ①普通配当年間3円増配の60円実施  
➡72期配当性向 79.9%

#### (2)自己株式取得、消却

- ①2023年11月9日から2024年5月20日にかけ、300,000株取得  
➡72期総還元性向 119.1%
- ②2023年11月24日に200,000株の自己株式消却実施

#### (3)中期経営計画－DOE(純資産配当率)目標2.5%以上

- ①72期DOE(純資産配当率)実績2.2%

## (6) 主要な営業所等 (2024年3月31日現在)

### ① 本社、営業部門、調達部門、開発企画部門、海外事業部門

本社	東京都港区	
国内事業部門		
営業部門	東日本営業統括部	東京都港区
	栃木営業グループ	栃木県宇都宮市
	北関東営業グループ	群馬県邑楽郡
	首都圏営業グループ	東京都国立市
	南関東第一営業グループ	神奈川県伊勢原市
	南関東第二営業グループ	神奈川県伊勢原市
	浜松営業グループ	静岡県浜松市
	西日本営業統括部	愛知県高浜市
	名古屋第一営業グループ	愛知県高浜市
	名古屋第二営業グループ	愛知県高浜市
	大阪営業グループ	大阪府大阪市
調達部門	調達部	東京都港区
	圧プロチーム	東京都港区
	第一調達チーム	東京都港区
	第二調達チーム	東京都港区
	第三調達チーム	東京都港区
	大阪調達チーム	大阪府大阪市
商品開発部門	商品開発部	東京都港区
	技術開発グループ	東京都港区
海外事業部門	海外事業部	東京都港区
	海外営業チーム	東京都港区
	海外業務チーム	東京都国立市

### ② 子会社

オーハシ技研工業株式会社	愛知県東海市
株式会社オーハシロジスティクス	東京都国立市
OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.	米国オハイオ州サンバリー
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.	米国オハイオ州サンバリー
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	メキシコ国グアナファト州
大橋汽車配件(広州)有限公司	中国広州市
大橋精密件(上海)有限公司	中国上海市
大橋精密件制造(広州)有限公司	中国広州市
広州大中精密件有限公司	中国広州市
大橋精密電子(上海)有限公司	中国上海市
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国サムットプラカーン
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国プラチンブリ
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	英国タインアンドウェア州ワシントン
台灣大橋精密股份有限公司	台湾高雄市

### ③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー	長野県上伊那郡
株式会社ナカヒヨウ	岐阜県各務原市

## (7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
756名 (93名)	3名増 (27名減)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名(7名)	15名増(6名減)	46歳	16年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借り入れ先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 64,000,000株

② 発行済株式の総数 13,478,960株

(注) 2023年11月24日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて200,000株減少しております。

③ 株主数 9,620名

#### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,275,500株	9.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,160,800	8.75
株式会社みずほ銀行	663,200	5.00
日本生命保険相互会社	660,000	4.97
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	553,600	4.17
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.56
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.30
阪村産業株式会社	300,000	2.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	294,900	2.22
株式会社日新	270,000	2.03

(注)当社は自己株式223,521株（2024年3月31日現在）を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 衛	指名・報酬委員会委員
常務取締役	古 性 雅 人	
常務取締役	廣瀬 正也	国内事業部長
取締役	中 村 佳 二	管理本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	伊 田 和 浩	
社外取締役 (監査等委員)	三 好 徹	当社 指名・報酬委員会委員長 株式会社精工技研 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	沖 山 奉 子	当社 指名・報酬委員会委員 株式会社マツキヨココカラ & カンパニー 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	山 田 仁 美	当社 指名・報酬委員会委員 株式会社オーテック 社外取締役 (監査等委員) 株式会社東日本銀行 社外監査役

- (注) 1.三好徹氏、沖山奉子氏、山田仁美氏は社外取締役であります。なお、三好徹氏、沖山奉子氏、山田仁美氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。  
 2.社外取締役 (監査等委員) 三好徹氏は、2024年6月開催の株式会社精工技研 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役 (監査等委員) を退任予定であります。  
 3.社外取締役 (監査等委員) 山田仁美氏は、2024年6月開催の株式会社オーテック 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役 (監査等委員) を退任予定であります。  
 4.当社は三好徹氏、沖山奉子氏、山田仁美氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、同社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し責任を負うものとしております。  
 5.取締役 (監査等委員) 山田仁美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。  
 6.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、伊田和浩氏を常勤監査等委員として選定しております。

## ② 取締役の報酬等

### イ. 役員の報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は役員報酬制度について、経営理念を実践することにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主との価値の共有を図る上でコーポレートガバナンス上の重要事項と捉え、個々の役員の職責を反映し、かつ職務遂行における成果の極大化を動機付ける報酬体系としております。

また株主を始めとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬額決定を行うため、2020年3月に社外取締役が過半数を占め、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、全ての取締役報酬は同委員会での審議による答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

なお、役員報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第64期定時株主総会での決議により、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額4億円としており、当該株主総会終結時の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また監査等委員である取締役の報酬限度額を年額1億円としており、当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

### ロ. 役員報酬制度の概要

業務執行に係わる取締役は、取締役として経営を監督するとともに、短期的な当該年度の業績及び中長期的なグループの発展に責任を有しております。よってその報酬は固定報酬である「月額報酬」と、短期の業績及び中長期的なグループ業績の向上や企業価値増大のための取り組み状況を反映した業績連動報酬である「賞与」で構成されており、その固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6:4を目処としております。なお、「賞与」の支給時期は当該事業年度の定時株主総会終了後としております。

業務執行に係わらない監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、業務執行に対する監査の独立性と実効性を確保する観点から、固定報酬である「月額報酬」のみで構成されております。

国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記内容とは異なる取扱いを行うことがあります。

### ハ. 役員報酬等の決定方針

役員報酬等の決定方針については、2021年3月8日開催の指名・報酬委員会にて審議され、その答申に基づき2021年3月25日開催の取締役会にて決定しました。当社の役員報酬は本方針に則って指名・報酬委員会にて検討、審議され、その答申を踏まえて取締役会にて決定します。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記の取締役会で決議された決定方針と整合していること、また、2023年5月26日、及び2023年11月8日開催の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等の決定方針は次のとおりです。

- A. 固定報酬である「月額報酬」は、役位毎に職責に応じて定める基本支給額に功績・在任年数等を考慮して決定します。
  - B. 業績連動報酬である「賞与」については、役位毎に設定する基準賞与額を基に会社業績評価と個人業績評価を考慮して決定します。
- a.会社業績評価は、「財務指標」である「連結売上高」「連結営業利益」の前年度増減率や業績計画に対する達成率により評価します。ただし、連結売上高、連結営業利益の実績、業績計画に特殊な事情が含まれる場合は考慮するものとします。

b.個人業績評価は、役員個人の当事業年度の業績への貢献度、所管業務における重点実施事項の進捗状況、及び中長期的なグループ業績の向上、企業価値増大のための戦略の遂行状況やESG（環境、社会、企業統治）への取り組み状況等の「非財務指標」により評価します。代表取締役社長については特に中長期戦略の遂行状況やESGへの取り組み状況を重視します。

なお、代表取締役社長の個人評価は社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が行い、その他の取締役の個人評価は代表取締役社長の意見を同委員会が確認し、客観性、公平性、透明性を確保した評価を行います。

C. 「連結売上高」「連結営業利益」を主要な財務指標とする理由は、これらの指標が当社グループの当該事業年度の事業活動の実情を最も適切に示す指標であり、連結ベースでその向上を図ることが当社の事業価値を持続的に増大させるために重要な施策であると考えるためです。

なお、前事業年度、当事業年度における財務指標の実績は次のとおりです。

	第71期 2023年3月期	第72期 2024年3月期
連結売上高 (百万円)	34,974	39,212
連結営業利益 (百万円)	2,061	1,641

D. 監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 二. 役員区分毎の報酬額の総額、報酬額の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	159,477	91,777	67,700	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,800	13,800	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	17,280	17,280	—	—	3
合計 (うち社外取締役)	190,557 (17,280)	122,857 (17,280)	67,700 (—)	—	8 (3)

## ホ. 役員毎の連結報酬額の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## ヘ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)	内 容
17,062	2	取締役の使用人としての職制上の地位に対する給与であります

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先	社外取締役の兼職先と当社との間における特別な関係
社外取締役 (監査等委員)	三好 徹	株式会社精工技研 社外取締役 (監査等委員)	該当ありません
社外取締役 (監査等委員)	沖山 奉子	株式会社マツキヨコカラ &カンパニー 社外取締役	該当ありません
社外取締役 (監査等委員)	山田 仁美	・株式会社オーテック 社外取締役(監査等委員) ・株式会社東日本銀行 社外監査役	該当ありません

□. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	三好 徹	取締役会 20回／20回 監査等委員会 11回／11回	弁護士としての視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っている他、指名・報酬委員会の委員長として、役員の指名及び報酬決定方針等に関する委員会での審議を主導し、意見のとりまとめ、取締役会への報告、答申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	沖山 奉子	取締役会 20回／20回 監査等委員会 11回／11回	他の企業等で培われた豊富な経験から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っている他、指名・報酬委員会の委員として、役員の指名及び報酬決定方針等に関する委員会での審議に当たり、意見を述べる等の役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山田 仁美	取締役会 20回／20回 監査等委員会 11回／11回	公認会計士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っている他、指名・報酬委員会の委員として、役員の指名及び報酬決定方針等に関する委員会での審議に当たり、意見を述べる等の役割を果たしております。

### （4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員、国内外子会社役員、国内部門長を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は同保険契約により補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### ② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

### ③ 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	57,800千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	57,800千円

- (注) 1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。  
 2.当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査(会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》の規定によるものに限る)を受けております。  
 3.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、監査等委員会が定める会計監査人評価基準に基づき、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）及び当該体制の運用状況

### (6-1) 「内部統制システム構築の基本方針」

上記体制整備のため、取締役会にて決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

#### ① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、更に内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- 二. 法令・定款・諸規則並びに規定に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とする内部通報制度において、社内通報窓口に加え、社外の弁護士を直接の情報受領者とする社外通報窓口（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。

また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」（Business Continuity Plan）の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

#### ④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。

- 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- 八、取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、社内取締役、執行役員、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二、子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ、国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- ロ、子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役会に報告する。また、海外子会社社長を、定期的に本社に招集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ、更に、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合、その任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該取締役及び使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

#### ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査等委員会に報告することとする。また前記に関わらず選定監査等委員はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができるとする。
- ロ、監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、選定監査等委員は、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めるものとする。
- ハ、監査等委員は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

- 二. 監査等委員会や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還に関しては、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

#### ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

#### ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に 対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

### (6-2) 「内部統制システムの運用状況」

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

#### ① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」の朝礼での唱和、当社グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育の継続的実施等により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ロ. 法令違反行為、社内規定違反行為を早期に発見し是正することを目的とし、社内の内部統制統括部、常勤監査等委員または社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- ハ. 内部監査部門である内部統制統括部により、年度監査計画に基づき、子会社も含め内部監査(内部統制監査及び業務監査)を実施し、必要に応じて改善を求め、その結果を確認することとしています。監査結果については、代表取締役社長に都度報告されるとともに、常勤監査等委員にもすべて報告されております。これらの総括に関し、代表取締役社長を委員長とし関連本部部長から構成される「内部統制委員会」の場で報告の上、課題や対策について協議し、別途、監査等委員会にも報告しております。また、内部統制統括部は、内部監査の実効性を確保するための取組として、その活動状況を月次で取締役会に報告しております。

## ② 損失の危険の管理に関する体制

各部門ごとのリスク管理の状況につき、月次で開催する主管業務報告会にて主要部門長からの報告を行い、取締役による監督を受けております。また、内部統制統括部による監査結果報告を受け、内部統制委員会において協議しております。

## ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催する臨時取締役会も含め、2023年度、合計20回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会に先立って重要事項について審議する経営戦略会議を合計23回開催いたしました。これらを通じ、取締役の職務執行の効率性、適正性についての監督を行っております。

## ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の管理状況に関しては、担当役員がとりまとめて取締役会に月次で報告しております。また、定期的に（半期毎）グローバル経営戦略会議を開催し、海外子会社社長からの報告を受けて、当社取締役による指示・指導を実施しております。
- ロ. 内部監査部門である内部統制統括部が、国内外子会社4社の内部監査を実施いたしました。

## ⑤ 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

- イ. 常勤監査等委員を通報窓口の一つと指定している他、内部通報を社外窓口である法律事務所にて受け付けた場合も、社内窓口である内部統制統括部を経由して、必ず常勤監査等委員に情報が集まる仕組みとし、運用しております。また通報したことを理由として不利益を課してはならない旨、運営要領に定め、周知徹底しております。
- ロ. 常勤監査等委員は、取締役会、経営戦略会議等の重要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集している他、会計監査人、内部監査部門と、定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 基本方針実現のための取り組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファクトリー＆ファブレス」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

更に、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不斷の努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

### ③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2006年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、2021年6月25日開催の当社第69期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2024年6月開催予定の当社第72期定時株主総会終結の時までとなっております。

## ④取り組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

### イ. 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

### ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

### 二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### ホ. 合理的かつ客觀的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

### ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではありません。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	36,511,203
現金及び預金	20,797,663
受取手形、売掛金及び契約資産	8,261,877
商品及び製品	5,200,299
仕掛品	701,277
原材料及び貯蔵品	1,005,803
その他	561,954
貸倒引当金	△17,673
固定資産	10,010,888
有形固定資産	6,740,590
建物及び構築物	2,380,250
機械装置及び運搬具	2,017,974
工具器具備品	386,774
土地	1,400,675
建設仮勘定	554,916
無形固定資産	124,568
ソフトウェア	69,651
その他	54,916
投資その他の資産	3,145,728
投資有価証券	2,545,946
繰延税金資産	104,372
その他	523,764
貸倒引当金	△28,355
<b>資産合計</b>	<b>46,522,091</b>

(単位:千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
流動負債	8,228,457
支払手形及び買掛金	3,523,699
電子記録債務	3,238,798
未払法人税等	278,995
賞与引当金	202,415
役員賞与引当金	67,700
その他	916,848
固定負債	1,033,412
繰延税金負債	135,065
退職給付に係る負債	649,918
その他	248,428
<b>負債合計</b>	<b>9,261,870</b>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	31,167,170
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,611,240
利益剰余金	28,146,968
自己株式	△416,710
その他の包括利益累計額	5,640,652
その他有価証券評価差額金	820,355
為替換算調整勘定	4,770,528
退職給付に係る調整累計額	49,767
非支配株主持分	452,399
<b>純資産合計</b>	<b>37,260,221</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>46,522,091</b>

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	39,212,947
売上原価	31,389,143
売上総利益	7,823,803
販売費及び一般管理費	6,182,304
営業利益	1,641,498
営業外収益	406,145
受取利息	147,542
受取配当金	63,927
持分法による投資利益	61,805
作業くず売却益	76,161
補助金収入	24,953
その他	31,753
営業外費用	54,719
支払利息	7,363
為替差損	6,834
貸倒引当金繰入額	26,771
補償金	7,628
その他	6,121
経常利益	1,992,924
特別利益	2,148
固定資産売却益	2,148
特別損失	326,199
固定資産除却損	1,650
在外子会社資金流出事案に伴う損失	324,548
税金等調整前当期純利益	1,668,874
法人税、住民税及び事業税	636,944
法人税等調整額	11,716
当期純利益	1,020,213
非支配株主に帰属する当期純利益	13,280
親会社株主に帰属する当期純利益	1,006,933

## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,611,240	28,204,211	△287,187	31,353,935
当期変動額					
剰余金の配当			△795,253		△795,253
親会社株主に帰属する当期純利益			1,006,933		1,006,933
自己株式の取得				△398,444	△398,444
自己株式の消却			△268,922	268,922	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△57,242	△129,522	△186,765
当期末残高	1,825,671	1,611,240	28,146,968	△416,710	31,167,170

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額	合計		
当期首残高	397,785	3,345,879	42,398	3,786,064	425,039	35,565,039	
当期変動額							
剰余金の配当						△795,253	
親会社株主に帰属する当期純利益						1,006,933	
自己株式の取得						△398,444	
自己株式の消却						－	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	422,569	1,424,649	7,369	1,854,588	27,359	1,881,947	
当期変動額合計	422,569	1,424,649	7,369	1,854,588	27,359	1,695,182	
当期末残高	820,355	4,770,528	49,767	5,640,652	452,399	37,260,221	

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
流動資産	15,468,487
現金及び預金	8,341,766
受取手形	30,028
売掛金	4,038,982
電子記録債権	1,389,132
商品	1,357,606
貯蔵品	1,428
前払費用	23,899
短期貸付金	834
関係会社短期貸付金	45,423
その他	252,710
貸倒引当金	△13,324
<b>固定資産</b>	11,274,125
有形固定資産	1,759,863
建物	875,820
構築物	95,477
機械及び装置	31,716
車両運搬具	5,305
工具器具備品	60,004
土地	691,538
無形固定資産	19,375
ソフトウェア	14,311
その他	5,063
<b>投資その他の資産</b>	9,494,887
投資有価証券	2,132,246
関係会社株式	3,857,014
関係会社出資金	3,076,965
保険積立金	262,973
その他	166,786
貸倒引当金	△1,100
<b>資産合計</b>	26,742,613

(単位:千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
流動負債	5,468,846
支払手形	72,565
買掛金	1,585,865
電子記録債務	3,000,055
未払金	229,820
未払費用	78,664
未払法人税等	201,079
預り金	9,925
賞与引当金	119,967
役員賞与引当金	67,700
その他	103,201
<b>固定負債</b>	645,471
繰延税金負債	144,567
退職給付引当金	458,581
資産除去債務	33,589
その他	8,732
<b>負債合計</b>	6,114,318
<b>純資産の部</b>	
株主資本	19,809,473
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,611,444
資本準備金	1,611,444
利益剰余金	16,769,951
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	16,622,594
圧縮積立金	147,285
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	8,505,309
自己株式	△397,592
評価・換算差額等	818,821
その他有価証券評価差額金	818,821
<b>純資産合計</b>	20,628,295
<b>負債・純資産合計</b>	26,742,613

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科目	金額
売上高	20,347,427
売上原価	16,427,710
売上総利益	3,919,717
販売費及び一般管理費	2,980,331
営業利益	939,385
営業外収益	1,309,156
受取利息及び配当金	1,287,646
為替差益	11,666
補助金収入	9
その他	9,834
営業外費用	87,498
賃貸費用	82,069
その他	5,428
経常利益	2,161,043
特別損失	19,200
固定資産除却損	73
在外子会社資金流出事案に伴う損失	19,127
税引前当期純利益	2,141,842
法人税、住民税及び事業税	456,307
法人税等調整額	△8,756
当期純利益	1,694,291

(単位：千円)

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,825,671	1,611,444	—	1,611,444	147,356	151,846	7,970,000	7,870,631 16,139,834
当期変動額								
圧縮積立金の取崩						△4,561		4,561 —
剰余金の配当							△795,253	△795,253
当期純利益							1,694,291	1,694,291
自己株式の取得								
自己株式の消却							△268,922	△268,922
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△4,561	—	634,677 630,116
当期末残高	1,825,671	1,611,444	—	1,611,444	147,356	147,285	7,970,000	8,505,309 16,769,951

自己株式	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価・換算差額等合計	評価差額金	評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△269,030	19,307,919	397,897	397,897	397,897	19,705,817
当期変動額						
圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△795,253				△795,253
当期純利益		1,694,291				1,694,291
自己株式の取得	△397,483	△397,483				△397,483
自己株式の消却	268,922	—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			420,923	420,923	420,923	420,923
当期変動額合計	△128,561	501,554	420,923	420,923	420,923	922,477
当期末残高	△397,592	19,809,473	818,821	818,821	818,821	20,628,295

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社オーハシテクニカ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷秀穂  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 根津美香  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社オーハシテクニカ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板谷秀穂  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根津美香

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社オーハシテクニカ 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 田 和 浩 ㊞  
 監 査 等 委 員 三 好 徹 ㊞  
 監 査 等 委 員 沖 山 奉 子 ㊞  
 監 査 等 委 員 山 田 仁 美 ㊞

(注) 監査等委員 三好徹、沖山奉子及び山田仁美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第72期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

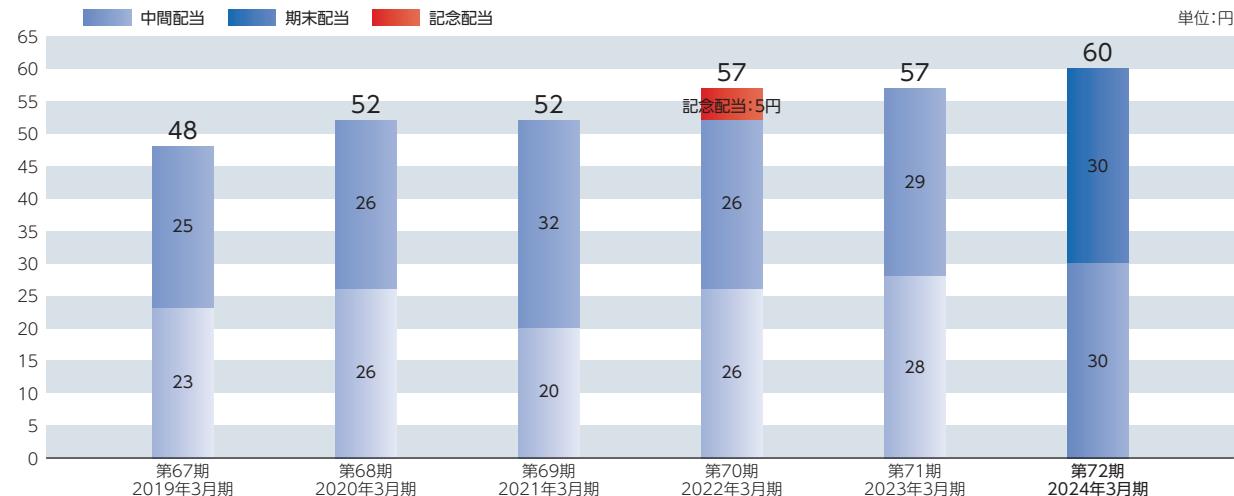
当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は397,663,170円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき60円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

#### 配当金の推移



## 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ) 全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位・担当	
1	ひろせ まさや 廣瀬 正也	常務取締役 国内事業部長	再任
2	なかむら よしじ 中村 佳二	取締役 管理本部長	再任
3	ほり まさと 堀 正人	執行役員 経営企画部長	新任
4	しばさき まもる 柴崎 衛	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員	再任

## &lt;ご参考&gt; 取締役候補者の指名方針

当社の取締役候補者の指名に関しては、経営戦略企画力、業務遂行能力、経営管理能力、リスク管理能力、人格等を総合的に評価の上、決定しております。指名に当たっての手続きとしては、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

候補者番号

1

ひろせ  
廣瀬まさや  
正也

(1964年5月18日生)

所有する当社の株式数 ..... 38,042株  
 取締役在任年数 ..... 6年  
 取締役会出席状況 ..... 20/20回

再任

## [略歴、当社における地位及び担当]

1986年 4月	当社入社	2019年 6月	執行役員 大橋精密件（上海）有限公司 董事長 総經理、大橋精密件制造（廣州）有限公司 董事長 総經理、廣州大中精密件有限公司 董事長 総經理
2000年 6月	立川支店長		
2007年 1月	OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. 社長		
2011年10月	営業本部 東日本統括部長	2022年 6月	取締役 国内事業部長 兼 営業部長
2012年 6月	執行役員 同上	2023年 6月	常務取締役 国内事業部長 兼 営業部長
2015年 2月	執行役員 営業本部長	2024年 3月	常務取締役 国内事業部長（現任）
2015年 6月	取締役 営業本部長		
2017年12月	取締役 海外事業部長		

## [重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、国内事業部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験をグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかむら  
中村よし  
佳二

(1960年3月3日生)

所有する当社の株式数 ..... 39,526株  
 取締役在任年数 ..... 9年  
 取締役会出席状況 ..... 20/20回

再任

## [略歴、当社における地位及び担当]

1982年 4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2011年 6月	執行役員 管理部長
2009年12月	当社出向	2011年 8月	執行役員 経営企画部長
2010年 1月	管理部長	2015年 6月	取締役 経営企画部長
2010年12月	当社入社	2019年11月	取締役 事業推進部長
		2021年10月	取締役 管理本部長 兼 経営企画部長
		2023年 4月	取締役 管理本部長（現任）

## [重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

経営企画・管理部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、管理部門全般、国内子会社の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を活かし、引き続きグループ全体の政策決定、管理機能強化を担うべく、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほり  
堀まさと  
正人 (1961年4月29日生)所有する当社の株式数..... 35,259株  
取締役在任年数..... 一  
取締役会出席状況..... 一

新任

## [略歴、当社における地位及び担当]

1984年 4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社 みずほ銀行）入行	2013年 6月	執行役員 管理部長
2012年 2月	当社出向、管理部長	2023年 4月	執行役員 経営企画部長（現任）
2013年 2月	当社入社		

## [重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる管理部門での豊富な経験と見識を備えており、現在は経営企画部門の統括業務を担っておりま  
す。これまでに培った同氏のその能力・経験をグループの管理機能強化のため、取締役としての選任をお願  
いするものであります。

候補者番号

4

しばさき  
柴崎まもる  
衛 (1956年5月14日生)所有する当社の株式数..... 72,280株  
取締役在任年数..... 17年  
取締役会出席状況..... 20/20回

再任

## [略歴、当社における地位及び担当]

1989年 4月	当社入社	2008年 6月	取締役 海外事業部長
2001年11月	OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. 社長	2011年 8月	取締役 営業本部長
2003年 6月	執行役員 同上	2014年 6月	常務取締役
2007年 6月	取締役 経営企画部長	2015年 6月	代表取締役社長（現任）

## [重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

## 取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しております。また、2015年から9年間は代表取締役社長とし  
てグループを牽引し、経営全般を熟知しております。同氏のその能力・経験を引き続き当社グループの経営に  
活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者が所有する当社の株式数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。  
 3. 各候補者の所有する当社の株式数には、オーハシテクニカ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満切り捨て表示）  
 4. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、役員がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責  
任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は当該保険契約により補填されます。  
 各候補者が取締役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となります。ただし、故意または重大過失に起因する損害賠償請求は同保険契約  
により補填されません。なお、2024年12月に同保険契約を更新する予定であります。  
 5. 廣瀬正也氏の取締役在任年数は、過去の在任期間も含めた通算の在任年数となります。

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち伊田 和浩、三好 徹、山田 仁美の3氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位・担当	再任	社外	独立
1	伊田 和浩 いだ かずひろ	取締役（監査等委員・常勤）	再任		
2	三好 徹 みよし とおる	社外取締役（監査等委員） 指名・報酬委員会委員長	再任	社外	独立
3	山田 仁美 やまだ ひとみ	社外取締役（監査等委員） 指名・報酬委員会委員	再任	社外	独立

候補者番号

1

いだ かずひろ  
伊田 和浩 (1960年4月1日生)所有する当社の株式数: 13,073株  
在任年数: 5年  
取締役会出席状況: 19/20回

## 再任

- 【略歴、当社における地位及び担当】
- 1983年4月 株式会社第一勵業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
  - 2011年4月 当社出向
  - 2012年4月 当社入社 内部統制統括部長
  - 2019年6月 取締役（監査等委員・常勤）（現任）

## [重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

これまでの内部統制統括部長、監査等委員としての長年の監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験・能力等を引き続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みよし とおる  
三好 徹 (1947年4月15日生)所有する当社の株式数: 19,612株  
在任年数: 8年  
取締役会出席状況: 20/20回

## 再任

## 社外

## 独立

## 【略歴、当社における地位及び担当】

- 1976年4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属
- 1978年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る
- 1997年6月 当社社外監査役
- 2002年6月 株式会社精工技研 社外監査役
- 2016年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2016年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

## [重要な兼職の状況]

株式会社精工技研 社外取締役（監査等委員）

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三好徹氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有するとともに、当社社外監査役、社外取締役監査等委員としての経験から、当社グループの事業にも精通しております。これらの経験・能力等を引き続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また同氏と当社との間に特別な利害関係は無く、高い独立性が確保されていることから、社外取締役としての選任基準を充たしているものと判断しております。

候補者番号

3

やま だ

ひと み

山田 仁美 (1962年1月19日生)

所有する当社の株式数 ..... 662株  
 在任年数 ..... 2年  
 取締役会出席状況 ..... 20/20回

## 再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1984年4月 TDK株式会社入社  
 1990年10月 青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所  
 1994年8月 公認会計士登録  
 2007年7月 山田仁美公認会計士事務所開設、現在に至る  
 2020年6月 株式会社オーテック 社外取締役（監査等委員）（現任）  
 2022年4月 当社顧問  
 2022年6月 社外取締役（監査等委員）（現任）  
 2023年6月 株式会社東日本銀行 社外監査役（現任）

## 社外

## 独立

## [重要な兼職の状況]

株式会社オーテック 社外取締役（監査等委員）、株式会社東日本銀行 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山田仁美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計に関する高い知見を持ち、他社における社外取締役、社外監査役としての経験から、当社の取締役に相応しい人格、見識、経営管理能力を有していると判断しております。その能力と知見を活かし、当社の取締役会の活性化、多様性の向上に貢献されるものと期待しております。  
 また同氏と当社との間に特別な利害関係は無く、高い独立性が確保されていることから、社外取締役としての選任基準を充たしているものと判断しております。

- (注) 1. 三好徹氏、山田仁美氏は、社外取締役候補者であります。  
 2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 社外取締役（監査等委員）三好徹氏は、2024年6月開催の株式会社精工技研 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。  
 4. 社外取締役（監査等委員）山田仁美氏は、2024年6月開催の株式会社オーテック 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。  
 5. 社外取締役（監査等委員）山田仁美氏は、2024年6月開催の株式会社横浜銀行 定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定であります。  
 6. 当社は、三好徹氏、山田仁美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。  
 7. 当社は、三好徹氏、山田仁美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
 8. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、役員がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は当該保険契約により補填されます。  
 各候補者が取締役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となります。ただし、故意または重大過失に起因する損害賠償請求は同保険契約により補填されません。なお、2024年12月に同保険契約を更新する予定であります。  
 9. 各候補者が所有する当社の株式数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。  
 10. 各候補者の所有する当社の株式数には、オーハシテクニカ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（1株未満切り捨て表示）

本招集ご通知記載の候補者を原案のとおり全てご選任いただいた場合、取締役会の専門性に照らしてのスキルマトリックスは次のとおりとなります。こうした専門性と併せて、属性（独立性）、ジェンダー、国際性等の多様性、経営環境の変化等を加味して、当社は継続的に取締役会の構成について検討してまいります。

役職名	氏名	独立性 (社外のみ)	企業 経営	財務 会計	営業	グローバル	法務・ リスク管理	人事・労務・ 人材開発	業界 知見	製造 技術	ESG・ サステナビリティ	性別 ● 男性 ● 女性
代表取締役社長	廣瀬 正也	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
常務取締役	中村 佳二	●	●	●		●	●			●	●	●
取締役	堀 正人	●	●		●		●			●	●	●
取締役	柴崎 衛	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役 (監査等委員)	伊田 和浩	●				●				●	●	●
社外取締役 (監査等委員)	三好 徹	●	●			●	●	●		●	●	●
社外取締役 (監査等委員)	沖山 奉子	●	●	●	●	●	●	●		●		●
社外取締役 (監査等委員)	山田 仁美	●	●	●		●				●		●

## 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針） の継続の件

当社は、2006年5月18日開催の取締役会決議により導入いたしました「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を、2021年6月25日開催の当社第69期定時株主総会においてその一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

現行の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下、本プランといいます。）の有効期間は、2024年6月25日開催予定の当社第72期定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）の終結の時までとなっております。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する観点から検討を重ねてまいりました結果、2024年5月14日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を2027年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、取締役全8名が出席し、本プランの継続につき全員一致で承認可決されております。

本議案は、株主の皆様に本プランの継続をお諮りするものであります。

## 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社のステークホルダーとの関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきと考えております。更に、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、当社の企業価値や株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事实上強要する恐れのあるもの、当社取締役会や株主に対して当該大規模買付行為の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、日本、米州、中国、アセアン、欧州、台湾を軸とするグローバル体制の構築により、自動車部品を重点市場として、グローバルサプライヤーとして国内外における「ファクトリー＆ファブレス」機能を最大限に活用しながら、企業価値・株主共同の利益の確保と向上に努めております。

また、こうした事業展開を可能にするため、社員の研修教育に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。加えて、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことにより、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

#### 2. 企業価値向上への取り組みについて

今後の世界経済は、ウクライナや中東における地政学リスクの長期化、中国経済の減速、資源価格やエネルギー価格の高止まり等、引き続き不透明な状況が続くものの、好調な米国経済が下支えし、緩やかな拡大が続くことが期待されます。また自動車業界におきましては、長らく生産回復の足枷となっていたグローバルでの半導体の供給不足が解消し、EV車市場の急速な拡大により日系自動車メーカーがシェアを落としている中国を除き、北米、日本を中心に緩やかな生産回復が続くものと予想されます。

##### (1) 経済的価値の追求

###### ①開発機能の強化

- イ. 幅広いマーケティング活動に基づき、新たな加工技術を開発し市場創造型ビジネスを展開する
- ロ. 既存の当社独自技術の進化により、市場地位の向上を図る

###### ②製造機能の強化

- イ. 積極的な設備投資による生産対応力の拡大により、競争力の強化を図る
- ロ. 技術力の向上を図り、高い生産性を実現する

###### ③調達機能の強化

- イ. 主要調達先との関係強化により、新たなファブレス機能を創造する
- ロ. 新たな調達先を積極的に開拓する

- ④グローバル機能の強化
    - イ. グローバルファクトリー機能を強化する
    - ロ. 当社のネットワークを活かしたグローバル部品供給活動を推進する
- (2) 社会的価値の創造
- ①地球環境課題への対応
    - イ. CO<sub>2</sub>排出削減の推進等、気候変動、環境課題への対応に取組む
  - ②社会的課題への対応
    - イ. 多様な人材が能力を発揮できる働きがいのある職場を実現する
  - ③ガバナンス強化への対応
    - イ. コーポレートガバナンスの更なる強化を図る
  - ④ステークホルダーとの関係強化
    - イ. 強固な財務体質を維持しつつ、資本効率に配慮した効率的な経営を実現する
    - ロ. 安定した株主還元を継続する

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みについて

当社は、「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」という経営理念のもとで、グローバルに事業を展開しております。併せて社会の一員であることを強く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹し豊かな社会の実現に努力するとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、ユーザー、協力企業、社会から信頼され期待される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要的経営課題と考えております。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、2016年6月24日開催の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社取締役会は取締役4名（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役4名（うち3名は社外取締役）で構成しており、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法に定める取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。

監査等委員会においては、常勤監査等委員を1名選定し、取締役会のほか経営戦略会議等の主要な会議に全て出席し情報収集を行うとともに、社外取締役は、原則全ての取締役会及び定期的に開催する監査等委員会に出席し、監査等委員会として取締役の職務執行を十分監査できる体制となっております。また、内部監査担当部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

なお、取締役会の戦略決定及び業務監督機能と業務執行の分離を明確に図るため、1999年度より執行役員制度を導入して経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。

### III. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することいたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、別紙1に定めた「特別委員会規定の概要」に従い、当社社外取締役及び社外有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

本プラン継続時点における「特別委員会委員及び就任予定者の氏名及び略歴」は、別紙2に記載のとおりであります。2024年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3の「当社の大株主の状況」に記載のとおりであります。

## IV. 本プランの内容

### 1. 本プランの対象となる大規模買付等

次の（1）または（2）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

（1）当社の株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

（2）当社の株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### 2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

#### （1）「意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、実行に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続きに従う旨の誓約等を日本語で記載した書面（以下、「意向表明書」といいます）を、当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」には、別紙4で定める事項を記載していただき、その提出にあたっては、全部事項証明書、定款の写し、その他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

#### （2）必要情報の当社への提供

上記「意向表明書」を提出いただいた場合には、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を得るために、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して評価・検討のために必要な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

①当社は、「意向表明書」の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを発送いたしますので、大規模買付者は、別紙5に定めた「大規模買付情報リスト」に従って20営業日以内に日本語で記載された十分な大規模買付情報を当社に提出していただきます。

②大規模買付情報の提供がなく、または提供された大規模買付情報では株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を求める場合があります。

#### （3）株主の皆様に対する情報開示

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### 3. 大規模買付行為の内容の検討

当社取締役会は、外部専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための検討期間として、次の期間を設定します。

（1）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けの場合には最大60日間

（2）他の大規模買付等の場合には最大90日間

次に、当社取締役会は、取締役会検討期間内において必要に応じて適宜、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者等から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討及び当社取締役会の代替案の検討等を行います。こうした取締役会検討期間を設定したこと、当社取締役会として慎重にとりまとめた意見、大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案等を提供する場合には、当該代替案等について法令等に従い適時株主の皆様に開示いたします。また、当社取締役会の意見、代替案等については、大規模買付者に通知いたします。

### 4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動

#### （1）「特別委員会」の設置

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付けルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役及び社外有識者で構成される「特別委員会」を設置いたします。

特別委員会は、取締役会検討期間中、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切に判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### ①対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお別紙6に定める「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合、または該当すると客観的・合理的に疑われる相当の事情がある場合、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

#### ②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付等の内容が本プランに定める手続きに従ったものであり、かつ明らかに企業価値を毀損もししくは株主共同の利益を侵害するものとはいえないと判断した場合、または本対抗措置を発動することが適当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して本対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、一度対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が上記①の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

### （2）取締役会の決議

当社取締役会は、（1）に定める特別委員会の勧告を最大限に尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### （3）対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記（2）の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、または勧告の有無に関わらず対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### （4）大規模買付等の開始

大規模買付者は本プランに定める手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

### 5. 本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記4.（2）に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。本新株予約権の無償割当での概要は、別紙7「新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議することができます。

また、本新株予約権の無償割当の効力発生日後であっても、同様の理由により当社が新株予約権を取得することが適切であると判断した場合には、行使期間開始日の前日までの間に当社が当該新株予約権を無償取得する場合があります。

## V. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## VI. 本プランの合理性

### 1. 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

### 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

### 4. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### 5. 合理的かつ客觀的な発動要件の設定

本プランは、上記IV.に記載のとおり、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

### 6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収への対応方針ではないこと

本プランは、上記V.に記載のとおり、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年そのため、本プランはスローハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

## VII. 株主及び投資家の皆様への影響

### 1. 本プランの継続時に株主の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株券に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大規模買付者等が本プランを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆様におかれましては、買付者等の動向にご留意ください。

株主の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

### 2. 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるもの、保有する当社株券全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株券に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記IV.4. (3)に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株券の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株券に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### 3. 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

#### (1) 本新株予約権の無償割当の効力発生日における手続き

本新株予約権の無償割当の手続きに関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続きは不要です。

#### (2) 本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使、または取得に際しての株主の皆様に必要となる手続き

当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

また、大規模買付者及びそのグループを対象として本新株予約権を使用することができないものとして定めた非適格者以外の株主の皆様に、本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を使用していただく場合には、当社は会社法に定められた手続きに従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては行使期間内に本新株予約権を使用してくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、いずれの手続きを行う場合であっても、当社はその手続きの詳細に関して適用ある法令等に基づき適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社より開示される情報に十分にご留意ください。

以上

## 特別委員会規定の概要

### (目的)

- 特別委員会は、当社株券等の大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。

### (委員の選任)

- 特別委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役及び社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

### (委員の任期)

- 特別委員会の委員の任期は、社外取締役については当該取締役の任期とし、社外有識者については定期株主総会において決議される本プランの期間とする。

### (招集及び議長の選任)

- 特別委員会は、当社取締役会の決議にもとづき、取締役会議長が招集する。特別委員会の議長は、特別委員会の委員の互選により選定される。

### (決議方法)

- 特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

### (決議事項)

- 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容の理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- 本プランに係る対抗措置の発動の是非
- 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
- 本プランの変更
- その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

特別委員会は、上記の各号について審議・決議を行うに当たり、買収提案者や買収提案の内容等について情報及び資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。

### (委員会への報告)

- 特別委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。

### (外部からの助言)

- 特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。

## 特別委員会委員及び就任予定者の氏名及び略歴

## 特別委員会委員

氏名（生年月日）	略歴
<b>沖山 奉子</b> (1954年4月9日生)	<p>1975年10月 東亜建設工業株式会社入社</p> <p>2007年4月 同社 ウエルフェア営業部長</p> <p>2013年4月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウエルフェア営業部長</p> <p>2015年4月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 ウエルフェア営業部長 兼 東日本建築支店副支店長</p> <p>2019年7月 同社 執行役員 建築事業本部副本部長 兼 東日本建築支店副支店長</p> <p>2020年3月 同社 建築事業本部 顧問</p> <p>2020年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス（現 株式会社マツキヨ ココカラ＆カンパニー）社外取締役（現任）</p> <p>2021年4月 当社顧問</p> <p>2021年6月 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>

1. 沖山奉子氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。

## 特別委員会委員 就任予定者

氏名（生年月日）	略歴
<b>三好 徹</b> (1947年4月15日生)	<p>1976年4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属</p> <p>1978年9月 三好総合法律事務所開設、現在に至る</p> <p>1997年6月 当社社外監査役</p> <p>2002年6月 株式会社精工技研 社外監査役</p> <p>2016年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2016年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>

1. 三好徹氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。

2. 2024年6月開催の株式会社精工技研 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。

氏名（生年月日）	略歴
山田 仁美 (1962年1月19日生)	<p>1984年4月 TDK株式会社入社</p> <p>1990年10月 青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所</p> <p>1994年8月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 山田仁美公認会計士事務所開設、現在に至る</p> <p>2020年6月 株式会社オーテック 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年4月 当社顧問</p> <p>2022年6月 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2023年6月 株式会社東日本銀行 社外監査役（現任）</p>

1. 山田仁美氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。
2. 2024年6月開催の株式会社オーテック 定時株主総会の日をもって、同社社外取締役（監査等委員）を退任予定であります。

氏名（生年月日）	略歴
田口 武尚 (1943年7月14日生)	<p>1962年4月 東京国税局入局</p> <p>2000年7月 葛飾税務署長</p> <p>2001年7月 立川税務署長</p> <p>2002年8月 税理士登録</p> <p>2002年8月 田口武尚税理士事務所開設、現在に至る</p> <p>2008年6月 当社社外監査役</p> <p>2013年6月 当社社外取締役</p> <p>2016年6月 当社社外取締役退任</p>

1. 田口武尚氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。

氏名（生年月日）	略歴
新妻 幹夫 (1950年12月11日生)	<p>1976年4月 東京国税局入局</p> <p>2001年7月 戸塚税務署副署長</p> <p>2007年7月 東京国税局検察部検察官課長</p> <p>2009年7月 藤沢税務署長</p> <p>2011年8月 税理士登録</p> <p>2011年9月 新妻幹夫税理士事務所開設、現在に至る</p> <p>2013年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2022年6月 社外取締役（監査等委員）退任</p>

1. 新妻幹夫氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。

## 当社の大株主の状況（2024年3月31日現在）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
オーハシテクニカ取引先持株会	1,275,500	9.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,160,800	8.75
株式会社みずほ銀行	663,200	5.00
日本生命保険相互会社	660,000	4.97
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	553,600	4.17
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.56
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.30
阪村産業株式会社	300,000	2.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	294,900	2.22
株式会社日新	270,000	2.03

(注) 当社は自己株式223,521株を保有しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 意向表明書

### 1. 大規模買付者の概要

- ①氏名または名称及び住所または所在地
- ②代表者の役職及び氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

### 2. 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び「意向表明書」提出前60日間における

大規模買付者の当社株券等の取引状況

### 3. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

- ①大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数

- ②大規模買付行為の目的

支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、または  
重要提案行為その他の目的がある場合にはその旨及び内容。

なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。

### 4. 本プランに従う旨の誓約

## 大規模買付情報リスト

### 1. 大規模買付者及びそのグループの詳細

沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況

### 2. 大規模買付等の目的の具体的な内容、方法及び内容

3. 大規模買付等の対価の種類及び金額、並びに当該金額算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

4. 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

5. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

6. 買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

7. 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容

8. 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

9. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針

10. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が、当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株券等の買付けを行っている、または行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
3. 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠  
その他の条件の具体的な内容、当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で、当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または発展を妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
9. その他上記1から8までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展を著しく損なうと合理的に判断される場合

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される当社が発行する株式の総数から発行済株式総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者及び④上記①乃至③に該当する者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

### 9. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

以 上

# 多様な人材が能力を発揮できる働きがい

代表取締役社長  
柴崎 衛

D&I推進室長  
平林 智江



オーハシテクニカグループでは、2024年4月にダイバーシティ＆インクルージョン推進室を設置し、ダイバーシティ＆インクルージョン（以下D&I）の実現に向けて積極的な取り組みを進めています。今回はオーハシテクニカグループのD&Iについて、社長とD&I推進室長の対談を行いました。

**平林：**本日は、ダイバーシティ＆インクルージョン（以下、D&I）をテーマに社長と直接お話しできるということで、楽しみにしています。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

D&Iというと、日本では「女性活躍推進」が話題になりますが、本質的には社員が個性や能力を発揮し、パフォーマンスを高め、強い組織を作っていくましょうということだと考えています。その点について、社長はどのようにお考えですか？

**柴崎：**私も同じように考えています。D&I推進室は、社員が抱えている悩みや事情に一番近くで寄り添い、まずは「全員」が活躍できる職場・環境作りに取り組んでもらいたいと思っています。

**平林：**ありがとうございます。会社には、性別、年齢、国籍といった属性や個性・価値観の違う人が集まっており、それぞれを取り巻く環境も様々です。

# のある職場の実現をめざして



今回のD & I推進を通して制度改正や環境整備に取り組んでいただけることは、社員にとって活躍できる場が広がり、成長にも繋がります。

今後の経営としてのお考えをお聞かせいただけますか？

**柴崎：**これまで会社として、定年延長(60歳→65歳)、退職金制度の改定、初任給や給与レンジの引上げ、国内外のインセンティブ手当や専門資格手当の新設・改定などに取り組んできました。今後も当社の未来を支える人材への投資は積極的に行っていきたいと思います。

**平林：**D & I推進室の活動(エンゲージメント・働きがい向上)は、目前の結果にとらわれず、できることから少しずつ取り組んでいきたいと考えています。

D & I推進活動の主役は社員一人ひとりであり、当推進室は経

営と社員の橋渡しをしていく役割だと思っています。

社員の声をしっかりと聴きながら、経営視点も反映して活動することが重要だと考えています。その為には、D & I推進室は社員にとって「聴いてもらえる」存在であり続けたいと思っています。

D & I推進はテーマが広く、難しいものも多くあります。取り組みについてアドバイスをいただけますでしょうか？

**柴崎：**ダイバーシティを経営に活かしていくことは企業活動におけるサステナビリティを高める上で、欠かせないものとなっています。平林室長は、これまでの固定観念に囚われることなく、現場の社員の視点で新しい試みにどんどんチャレンジしてください。多様な人材が能力を発揮できる働きがいのある職場の実現をめざして、ともに頑張りましょう。

私も新しいオーハシテクニカグループに期待しています。



# 企業情報

(2024年3月31日現在)

## 会社概要

社名	株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA INC.
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル10階
設立	1953年3月12日
資本金	18億2,567万円

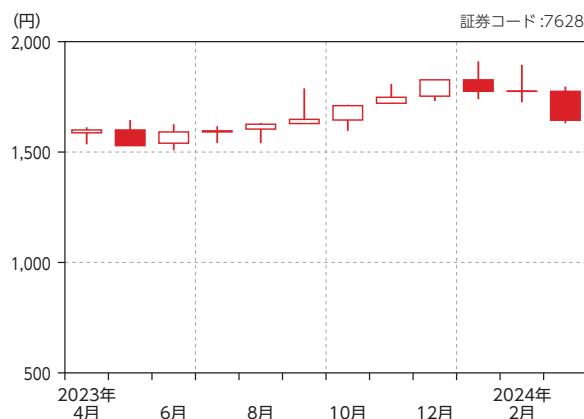
従業員数	グループ合計756名
連結子会社	国内2社、海外12社
持分法適用関連会社	国内2社
主な事業内容	①自動車関連部品等の製造・販売、 及び加工技術開発 ②物流業務並びに輸出入業務

## 株式情報

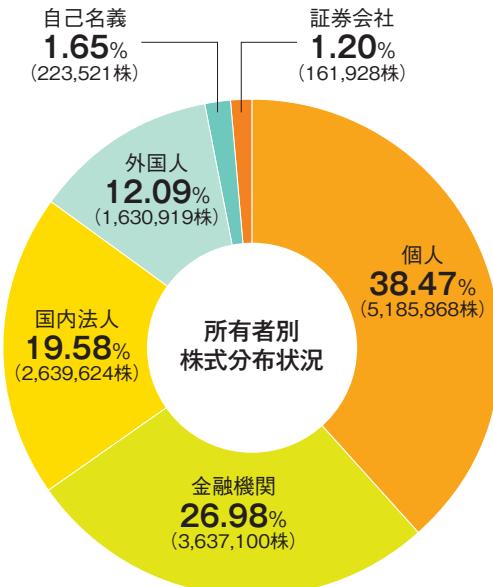
### 株式数及び株主数

発行可能株式総数	64,000,000株
発行済株式総数	13,478,960株
株主数	9,620名

### 株価の推移(東京証券取引所)



### 所有者別株式分布状況



# 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から 翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年3月31日
中間配当	毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区 丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)

公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 <a href="https://www.ohashi.co.jp">https://www.ohashi.co.jp</a>
住所変更、 単元未満株式の 買取のお申出先について	株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。 なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。
未払配当金の 支払いについて	株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

## 株主優待のご案内

当社では、株主の皆様に感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいただけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数のおこめ券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度も導入いたしており、3年以上継続保有の株主様に対しては、更におこめ券を1枚追加進呈いたしております。



## 株主優待のご案内 おこめ券を進呈

100株以上	1枚
1,000株以上	3枚
10,000株以上	5枚

※ 3年以上継続保有の株主様に対しては、更に1枚を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

## 株主総会会場ご案内図

## 時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



## 交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線

「東銀座駅」6番出口から徒歩1分

都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分  
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線

「銀座駅」A5出口から徒歩7分

JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分  
(注)駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は



## 株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル10階

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関するお問い合わせ：[ir@ohashi.co.jp](mailto:ir@ohashi.co.jp)

<https://www.ohashi.co.jp>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

